

【第7節】安全で安心な医療サービスの提供

1. 医療安全対策

現状と課題

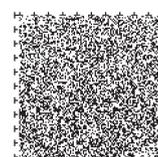
(1) 医療安全体制の整備

- 近年、全国的に医療事故や院内感染が相次いで発生する中、医療技術の高度化、医療提供の体制整備、医療従事者の待遇等、「医療の質」に対する関心が高まってきており、一層の医療の安全性や信頼性の向上・確保が求められています。
- こうした中、平成19年4月から、病院、診療所及び助産所においては、安全管理体制の整備が管理者の義務として医療法に明確に位置づけられました。

医療機関の管理者に対する医療安全確保の義務付け

- ・安全管理体制の整備
- ・院内感染制御体制の整備
- ・医薬品・医療機器の安全使用、管理体制の整備

- 特定機能病院、独立行政法人国立病院機構の設立する病院等については、医療事故等の事案が発生した際には、医療機能評価機構への報告が義務づけられています。
- 県内の病院における医療安全体制について、安全管理のための委員会や医療事故等の院内報告制度を全病院が整備しています。
- また、平成27年10月から、医療事故^{※1}が発生した医療機関内において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで医療事故の再発防止（他の医療機関で起きるかもしれない同様の事故を防止すること）につなげる、医療事故調査制度が始まりました。
- 院内感染対策については、各施設において指針の整備（マニュアル作成）、委員会の設置（入院・入所施設を有する場合）、従事者に対する研修、院内感染発生状況の報告及び改善のための方策を実施するよう医療法に定められており、これらについては概ね体制が整っています。アウトブレイク^{※2}時など自施設では対応が困難な場合に備え、地域の医療機関間の支援ネットワークの構築も進んでいます。



〔 病院の安全管理体制整備状況 〕

	和歌山	那賀	橋本	有田	御坊	田辺	新宮	合計
安全管理のための委員会	43	8	5	6	4	9	8	83
指針（マニュアル等）の整備	43	8	5	6	4	9	8	83
安全管理の責任者	43	8	5	6	4	9	8	83
院内報告制度	43	8	5	6	4	9	8	83
職員研修	43	8	5	6	4	9	8	83

「令和5年度 和歌山県医療機能調査」

〔 病院の医療安全管理者配置状況 〕

専従又は専任の医療安全管理者を配置している病院数	割合
49病院	59.0%

「令和5年度 和歌山県医療機能調査」

〔 病院の医療安全窓口設置状況 〕

	和歌山	那賀	橋本	有田	御坊	田辺	新宮	合計	割合
医療安全相談窓口の設置	39	8	4	6	4	9	8	78	93.9%

「令和5年度 和歌山県医療機能調査」

〔 病院の医療安全管理者の研修受講状況 〕

管理者が医療事故調査制度に関する研修 ^{※3} を受講している病院数	割合
8病院	9.6%

「令和5年度 和歌山県医療機能調査」

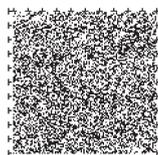
〔 病院の第三者評価等受審状況 〕

他の病院から医療安全対策に関して評価を受けている又は第三者評価 ^{※4} を受審している病院数	割合
24病院	28.9%

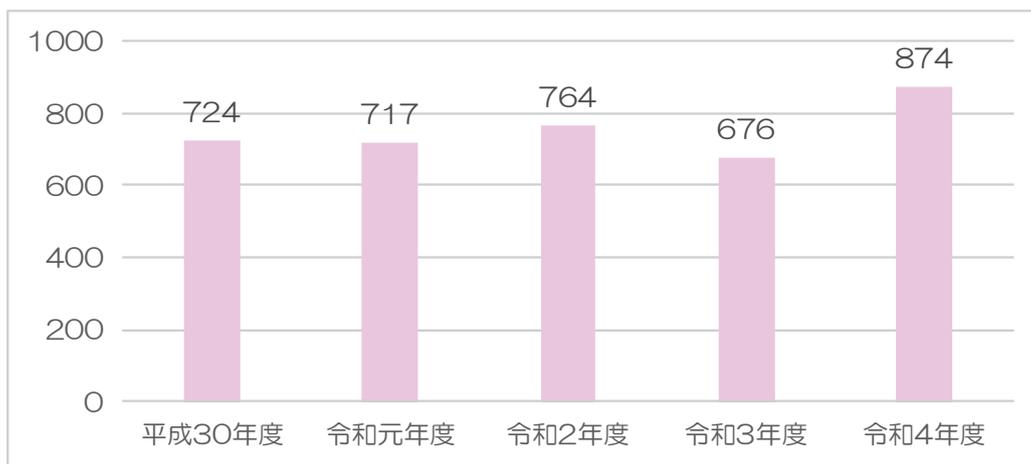
「令和5年度 和歌山県医療機能調査」

(2) 医療安全体制の整備

- 本県では、全ての二次医療圏に、医療安全支援センター（医療安全相談窓口）を1箇所以上設置し、患者・家族等への医療情報の提供や相談体制の強化を図っています。今後も多様化する医療相談等に対して中立的な立場から迅速に対応していく必要があります。



〔 医療安全相談件数 〕



「県医務課調」

〔 医療安全相談窓口の相談職員数と研修受講状況 〕

相談職員数 (常勤換算)	医療安全相談員向け研修を受講した相談職員数の割合
10.7	100%

「令和5年度 和歌山県医療機能調査」

- 県及び和歌山市ホームページや県民の友において、医療安全相談窓口の案内等を掲載しています。

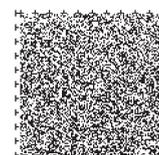
<p>和歌山県「医療安全相談窓口」</p> <p>https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/anzen/anzenmadoguti.html</p> <p>和歌山市「医療安全相談窓口」</p> <p>http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/kenko_iryu/1001093/1005978.html</p>

- 医療の安全性の向上を目的に、医療機関を対象に医療安全の研修を行うことにより、医療機関の体制整備及び医療従事者の資質向上を図っています。

施策の方向

(1) 医療安全体制の整備

- 医療機関に対して毎年実施する立入検査を通じ、安全管理体制の整備状況を確認、指導する等、医療機関における安全確保のための取組を推進し、医療事故が起こりにくい環境づくりに努めます。
- 医療機能評価機構が実施する医療事故情報収集等事業で収集された医



療事故例や医療安全情報を関係団体及び県内医療機関へ情報提供することにより、安全管理意識の徹底に努めます。

- 医療事故調査制度の運用の要である病院等の管理者に医療安全制度についての理解をより深めてもらうため、医療事故調査制度に関する研修の受講を推進します。

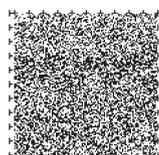
(2) 医療安全相談体制の充実

- 医療安全相談員の研修受講を引き続き推進し、医療安全相談・医療情報提供の充実に努め、医療の安全性、信頼性の向上を図ります。
- 病院における医療安全相談窓口の設置等、相談体制の整備を促進します。

〔 医療安全支援センター（医療安全相談窓口） 〕

設置場所	電話番号	相談時間	相談内容
福祉保健部健康局医務課	073-441-2611	月～金曜日 (祝日、 12/29～1/3除く) 午前9時00分から 午後0時00分まで 午後1時00分から 午後4時00分まで	医療上又は医療内容のトラブル 医療機関の対応等医療に関する相談 病気や健康に関する相談
海南保健所保健課	073-483-8824		
岩出保健所保健課	0736-61-0021		
橋本保健所保健課	0736-42-5440		
湯浅保健所保健課	0737-64-1294		
御坊保健所保健課	0738-24-0996		
田辺保健所保健課	0739-26-7952		
新宮保健所保健課	0735-21-9629		
新宮保健所串本支所保健環境課	0735-72-0525		
和歌山市保健所総務企画課	073-488-5108	月～金曜日 (祝日、 12/29～1/3除く) 午前8時30分から 午後5時15分まで	

医療上又は医療内容のトラブル等の相談については、当事者間の問題解決の取組に向け中立的な立場から助言します。



数値目標と設定の考え方

項目	現状	目標(令和11年度)	設定の考え方
各病院の医療安全相談窓口の設置	78病院 (令和5年度)	全病院	県内全ての病院に医療安全相談窓口を設置

■用語の説明

※1 医療事故調査制度における医療事故

当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったもの。

※2 アウトブレイク

感染症が集団発生すること。

※3 医療事故調査制度に関する研修

当該医療事故・支援センター又は支援団体等連絡協議会が開催する（委託して行うものを含む。）研修のこと。

※4 第三者評価

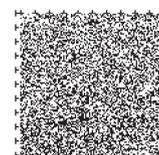
公益財団法人日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価、Joint Commission Internationalが実施するJCI認証による評価及びISO規格に基づくISO9001認証による評価のこと。

2. 医療サービスの向上

現状と課題

(1) 医療機関の有する機能に関する情報提供体制

- 医療は、人の生命・身体に直接関わるサービスであるため、患者等を保護する観点から、医療機関がその有する機能について広告可能な事項は、客観性、正確性を確保できるものに限られているため、適正な指導を行います。
- 県では、住民が医療機関を適切に選択できるよう、医療機関から報告を得た医療機能情報を「和歌山県広域災害・救急医療情報システム（わかやま医療情報ネット）」に登載し、インターネットを通じてわかりやすく住民に提供しています。
このシステムに、県内の医療機関（病院、診療所及び助産所）1,639か所が登録されており、診療科目、専門外来、在宅医療、予防接種など様々な条件で検索が可能ですが、現状では県内の全1,683医療機関の情報を登載するまでに至っていないため、一層の充実が必要です。
- また、県内の病院でホームページを開設しているのは82病院あり、全83病院の98.7%となっています。



(2) 医療機関における医療サービスの向上

- 患者本位の医療を実現するため、医師が医療を提供するにあたり、適切な説明を行い、患者が理解し同意すること（インフォームドコンセント）が重要です。
- 患者や家族が主体性をもち、より適した治療法を患者自身が選択して治療を受けるため、主治医以外の医師に専門的意見を聞くセカンドオピニオンが可能な体制整備が求められます。県内病院のセカンドオピニオン実施状況は、患者の申し出があれば診療情報提供書を交付する病院が56病院あり、全83病院の67.4%となっています。また、セカンドオピニオン外来を有する病院は18病院となっています（「令和5年度和歌山県医療機能調査」）。

〔セカンドオピニオン対応状況（自施設の患者への対応）〕

項目	医療機関数
1. 申出があれば診療情報提供書等を交付している	56
2. 担当医師に任せている	20
3. 実施していない	7

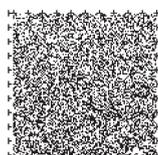
「令和5年度 和歌山県医療機能調査」

〔セカンドオピニオン外来設置病院〕

医療圏	医療機関名
和歌山	向陽病院、琴の浦リハビリテーションセンター附属病院、須佐病院、角谷リハビリテーション病院、誠佑記念病院、日本赤十字社和歌山医療センター、福外科病院、和歌山県立医科大学附属病院、和歌山生協病院
那賀	稲穂会病院、貴志川リハビリテーション病院
橋本	紀和病院、和歌山県立医科大学附属病院 紀北分院
有田	済生会有田病院
田辺	南和歌山医療センター、紀南病院、国保すさみ病院

「令和5年度 和歌山県医療機能調査」

- 保健医療を取り巻く近年の環境の変化、医療技術の進歩、ニーズの多様化により、様々な保健医療関係職種の必要性が高まっています。
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、保健医療関係従事者と介護・福祉関係従事者が緊密に連携し、県民のニーズに対応した幅広い総合的なサービスを提供することが求められています。



施策の方向

(1) 情報提供体制の充実

- 患者等が知りたい事柄について正確な情報を得られるよう、客観的事実を証明できない、あるいは誤解を招くような広告記載事項等への指導を徹底します。
- 和歌山県広域災害・救急医療情報システム（わかやま医療情報ネット）の更なる充実を図り、県内全ての医療機関の医療機能等に関する正確な情報を提供し、住民が医療機関を適切に選択できるよう支援します。

「わかやま医療情報ネット」

URL : <https://www.wakayama.qq-net.jp/>

(2) 医療機関における医療サービスの向上

- セカンドオピニオンを行いやすい環境づくりや体制の充実について、県医師会、県病院協会と連携を図り、各医療機関に働きかけます。

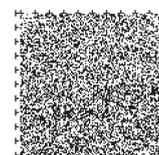
数値目標と設定の考え方

項目	現状	目標(令和11年度)	設定の考え方
わかやま医療情報ネット登録医療機関数	1,639か所 (令和5年度)	全ての病院、診療所 及び助産所	県内全ての病院、診療所及び助産所が、わかやま医療情報ネットに登録する

3. 情報化の推進**現状と課題**

(1) 遠隔医療

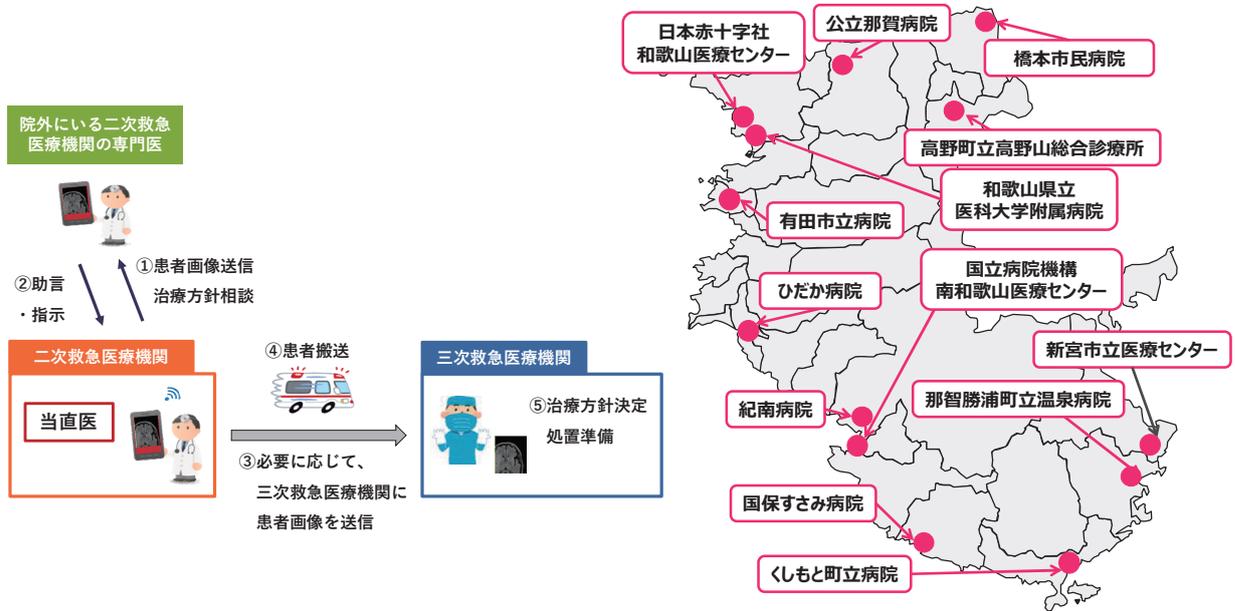
- 県立医科大学附属病院と25公的医療機関（15病院、10診療所）において、テレビ会議システムを活用した遠隔カンファレンスを実施し、専門医への相談体制を構築することにより、へき地診療所等医師の診療及びキャリア形成を支援しています。
また、患者にとっても、住み慣れた地域で専門医の助言を受けることができ、遠方の医療機関への通院負担の軽減に繋がっています。
- 平成29年度から、モバイル端末を活用した遠隔救急支援システムを三次救急医療機関及び公立病院等の二次救急医療機関に配備しています。



これにより、院外にいる専門医が当直医に対し、治療方針を助言することにより、不要不急の三次救急医療機関への転送を防止する効果が期待できます。

また、三次救急医療機関へ患者を転送する場合でも、事前に患者の検査画像データを送信することにより、患者到着から処置までの時間の短縮を図ります。

〔 遠隔救急支援システムイメージ図・配備先 〕



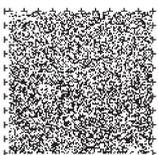
(2) 医療・介護情報の共有

- 安心・安全な医療サービスの支援を目的に、平成25年度に参加医療機関間で診療情報を共有するきのくに医療連携システム「青洲リンク」を構築し、きのくに医療連携システム青洲リンク協議会が運営を行っています。

これにより、平時は参加医療機関間の電子カルテ、検査結果、調剤実施情報、画像情報等をインターネットを通じて共有でき、患者の治療内容の向上、重複投薬や重複検査の回避に役立っています。また、災害時には診療データの消失を防ぐほか、自院に受診歴のない患者の診療情報も参照して診療を支援する仕組みとなっています。更に、県薬剤師会と協力し、他の都道府県から入る薬剤師班やモバイルファーマシーが、青洲リンクの災害時システムを使用して被災地等での調剤業務を支援する体制を構築しています。

令和5年12月時点で参加医療機関数は60施設、薬局は112施設です。

また、橋本保健医療圏では、「ゆめ病院」を構築し、伊都医師会が運営を行っています。令和5年12月時点で参加医療機関数は28施設、薬局は18施設、訪問看護ステーションは8施設です。



- 在宅医療では、医療や介護の関係機関との診療情報の共有が重要な課題となっています。

本県では、田辺保健医療圏が先行して、医療機関や介護施設をネットワークでつなぎ、患者の診療情報や生活情報を共有するため、「くろしおNET」を構築し、田辺圏域在宅医療・介護連携支援センターが運営を行っています。なお、当システムの医療情報は「青洲リンク」と連携しています。令和5年12月時点で参加機関数は88施設（医療機関11、薬局31、居宅介護支援事業所24、地域包括支援センター6、訪問看護ステーション13、介護施設2、消防本部1）です。

（3）救急医療情報の提供

- 救急医療体制を円滑に運用するため、「公益財団法人和歌山県救急医療情報センター」において、和歌山県広域災害・救急医療情報システムを用いて、医療機関の応需情報（空床数、救急対応医療設備等）を収集しています。収集情報は、情報システムを通じて消防機関に提供されています。
- 県民向けには、ホームページ（わかやま医療情報ネット）を通じて医療機関の診療情報を提供するとともに、県民からの電話照会に対して、365日24時間体制で迅速かつ正確な情報提供を行っています。（案内電話番号：073-426-1199）特にお盆や年末年始の救急医療体制に係る資料提供を行う等、適切な受療に向けた地域の医療体制の周知を行っています。

「わかやま医療情報ネット」

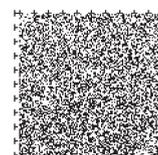
<https://www.wakayama.qq-net.jp>

（4）薬局機能情報提供制度

- 今まで、県が運営するホームページで薬局の情報を公開していましたが、令和6年度から全国で統一され、医療情報ネットとして1つのホームページで全国の病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局を検索することができます。県は、県民が正しい情報で薬局を選択することができるよう、薬局から必要な報告を受け、医療情報ネットを管理する必要があります。

「医療情報ネット」

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp>



施策の方向

(1) 全体的な方向

医療システムが、単独で活用されるだけでなく、患者の紹介や救急搬送時に連携する医療機関がシステムでつながることで、円滑な情報共有が進み、医療の質が向上し、ICT化の効果は高まります。

「現状と課題」で記載した既存のネットワークを有効活用するとともに、新たなシステムの導入においては、遠隔医療推進協議会等を通じて、連携した取組を進めていきます。

また、電子処方箋や電子カルテ情報の共有等を含む国の医療DX^{※1}推進の動きを注視し、県内医療機関に情報共有を図っていきます。

更に、情報化への対応に課題がある医療機関に対しては、民間企業と連携して、アドバイスを行う等の支援を検討します。

個別の施策については、以下の方向で推進していきます。

(2) 遠隔医療

- 遠隔カンファレンスシステム等のテレビ会議システムを活用し、県民がどの地域に住んでも専門的な医療を受けることができる体制整備を引き続き推進します。

- 遠隔救急支援システムの推進により、二次救急医療機関と三次救急医療機関の連携を強化し、不要不急の三次救急医療機関への搬送防止を図ります。

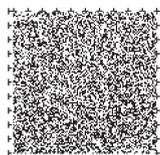
また、患者到着から処置までの時間を短縮することにより、患者の救命率及び予後の向上に寄与する体制づくりを進めていきます。

- 近年普及が進むオンライン診療等について、先進的な取組の横展開を図ります。

(3) 医療・介護情報の共有

- 青洲リンク等による平時の診療情報等の共有については、PHR^{※2}機能の活用等、システムの有効性を高める取組を進め、災害時及び情報セキュリティインシデント発生時の医療機関の診療情報の維持及び共有にも備えます。また、電子カルテ情報の標準化等を進める国の医療DXの動向を注視し、必要な対応を進めていきます。

- 医療、介護に携わる多職種の従事者をネットワークで結び、診療情報・処方薬・介護サービス等を、ICTを活用して共有する医療・介護の情報共有システムについて、先行地域の成果、国の医療DXの動向を注視し、情報の共有を進めて



いきます。

(4) 救急医療情報の提供

- 和歌山県広域災害・救急医療情報システムを活用した県民向けの電話相談に関する周知・広報を引き続き実施します。

(5) 薬局機能情報提供制度

- 県民が正しい情報で薬局を選択することができるよう、薬局からの報告をもとに医療情報ネットに公開します。

■用語の説明

※1 医療DX (Digital Transformation (デジタルトランスフォーメーション))

保健・医療・介護の各段階（疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発等）において発生する情報やデータを、全体最適された基盤を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えること。

※2 P H R (Personal Health Record (パーソナルヘルスレコード))

個人の健康診断結果や服薬歴等の健康等情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組み。

